

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 および 2 は公開の審議会として開催し、議題 3 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 98 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 27 年 9 月 17 日（木曜日）
午後 2 時から 4 時 25 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室

■ 出席者 委 員：里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一、山田到史子
（敬称略、五十音順）
事務局：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、山下主事
（県民活動生活課 県民情報室）

■ 議題

1 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 31 条に基づく、滋賀県個人情報保護条例の改正により、同条例第 62 条に基づき実施機関に委任されている事項等について、保有特定個人情報の取扱い等への対応のため、改正が生じたことから、事務局より説明を受けた。主な改正の内容は次のとおり。

- ・ 個人情報取扱事務登録簿について、特定個人情報の取扱い内容等を追加
- ・ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止請求における本人確認に必要な書類として、新たに個人番号カードを追加
- ・ 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求における本人確認に必要な書類に任意代理人が請求する場合の規定を追加
- ・ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止請求の様式中、本人確認欄の「番号」欄を削除
- ・ 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求の様式を追加
- ・ 保有個人情報開示決定通知書等の様式を保有特定個人情報開示決定通知書等の様式にも使用できるよう、所要の調整を加える

施行時期については、個人情報取扱事務登録簿に係るもののみ、平成 27 年 10 月 5 日に、それ以外のものについては、平成 28 年 1 月 1 日にするとの説明を受けた。

その他、行政不服審査法の施行に伴う改正については、平成 28 年 4 月 1 日までに行う予定であると説明を受けた。

2 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について

総務省自治行政局地域情報政策室から平成 27 年 9 月 11 日付け事務連絡「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の通知があったことに伴い、当該通知の内容について説明を受けた。

具体的には、国会において、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案が成立し、平成 27 年 9 月 9 日に公布されたことおよびこれにより個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備等が規定される点、について説明を受けた。

3 諮問第 26 号に係る審議について

特定工事に係る裁決申請書および明渡裁決申立書に添付された交渉経緯の概要の不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの追加資料の提出に係る報告および答申案の審議を行った。

4 諮問第 27 号に係る審議について

県営住宅関係訴状に係る文書の不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの口頭説明および異議申立人からの意見聴取に係る質問案について審議した。

5 諮問第 28 号、諮問第 29 号および諮問第 30 号に係る審議について

県営住宅関係訴訟に係る職員が現地調査を行った復命書等に係る文書の一部開示決定に対する異議申し立て（諮問第 28 号）、県営住宅関係訴訟に係る保有個人情報開示請求に対する決定についての、起案文書等の一部不開示決定に対する異議申立ての異議申立て（諮問第 29 号）および県営住宅関係訴訟に係る訴訟代理人委任契約に関する書類の起案文書等および訴訟代理人が現地調査に関し作成した文書に係る起案文書等の一部不開示決定に対する異議申立て（諮問第 30 号）についての、今後の審議の方向性および日程等についての審議を行った。

5 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813